

# 仕様書

## 1 業務名

令和7年度学校プール水質検査業務

## 2 業務の概要

- (1) 検体の回収（詳細については5を参照）  
4の対象校において学校薬剤師が採水したプール水の検体を回収する。
- (2) 水質検査の実施（詳細については6を参照）  
検体の水質検査を実施する。
- (3) 検査結果の報告（詳細については7を参照）  
(2)の検査実施後、その検査結果を報告する。

## 3 履行期間

令和7年5月1日から令和7年9月30日まで

## 4 検査対象校

小学校 174校（対象校の一覧は別紙1のとおり）

## 5 検体の回収について

定期検査、再検査、臨時検査の実施にあたり、採水は各学校薬剤師が行うが、採水した検体の回収は受託者が行うこと。なお、検体の回収は、各学校薬剤師が指定する日時及び場所において、採水後速やかに行うこと。

そのため、検体の回収については、学校薬剤師と事前に十分な日程調整を行うこと。また、回収した検体は速やかに検査を実施すること。

なお、採水容器は受託者が調達し、事前に各学校薬剤師に配布すること。容器の配布については、各学校薬剤師が指定する方法で行うこと。

## 6 水質検査

### (1) 検査の種類及び予定数量

検査ごとの予定数量は次のとおり。なお、検査実施回数については予定であるため、実際の回数とは異なる場合があるため、留意すること。

ア 定期検査 450回（一般項目は各校2～3回が目安。総トリハロメタンは各校1回。）

イ 再検査 20回（一般項目として。）

ウ 臨時検査 5回（一般項目のみを想定。）

これを踏まえ、一般項目は475回、総トリハロメタンは174回を予定している。

### (2) 検査項目等

ア 定期検査

(ア)～(エ)の検査項目について検査する。検査の時期及び回数は、原則、次のとおり想定しているが、時期については各学校薬剤師の採水に併せて検査を実施すること。

- (ア) pH値、大腸菌、一般細菌、有機物等、濁度
  - a 各学校のプール開き（5月下旬から6月上旬頃）前に1回
  - b 各学校のプールの使用日の積算が30日以内ごとに1回
- (イ) 総トリハロメタン
  - 各学校のプール使用期間中の7月に1回
- (ウ) 循環ろ過装置の処理水
  - 各学校のプール使用期間中に1回
- (エ) 空気中の二酸化炭素、塩素ガス及び水平面照度
  - 屋内プールである桑園小学校、二条小学校、資生館小学校、北九条小学校のみ プール使用期間中に1回測定

イ 再検査

検査結果が不適の場合に(ア)もしくは(イ)の検査を実施することとする。

- (ア) 一般細菌又は大腸菌が基準を満たさなかった場合
  - 速やかに委託者及び学校薬剤師に電話で報告し、学校薬剤師の採水に併せてpH値、大腸菌、一般細菌、有機物等、濁度の5項目全てについて再検査を行うこととする。
- (イ) 総トリハロメタンが基準を満たさなかった場合
  - 速やかに委託者及び学校薬剤師に電話で報告することとする。

ウ 臨時検査

水質汚染の疑いがあるなど委託者が必要と認める場合、臨時に検査を実施することとする。

※各検査項目の基準及び検査方法（学校環境衛生基準に基づく）

検査項目	基準	方法
pH値	5.8以上8.6以下であること。	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
大腸菌	検出されないこと。	
一般細菌	1mL中200コロニー以下であること。	
有機物等	過マンガン酸カリウム消費量として12mg/L以下であること。	過マンガン酸カリウム消費量として、滴定法による。
濁度	2度以下であること。	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
総トリハロメタン	0.2mg/L以下であることが望ましい。	
循環ろ過装置の処理水	循環ろ過装置の出口における濁度は、0.5度以下であること。また、0.1度以下であることが望ま	

	しい。	
検査項目	基準	方法
二酸化炭素	1,500ppm 以下が望ましい。	検知管法により測定する。
塩素ガス	0.5ppm 以下が望ましい。	
水平面照度	200lx 以上が望ましい。	規格※に適合する照度計にて測定する。

※ 日本産業規格 C1609-1:2006「照度計」

## 7 検査結果の報告

### (1) 水質検査成績書の作成

水質検査成績書には、6の(2)に示す検査項目ごとの結果に加え、学校薬剤師が検体の採水時に記録する「①採水日時、②採水点、③天候、④気温、⑤室温、⑥水温、⑦給水源、⑧遊離残留塩素（A～C点）、⑨採水責任者」も併せて記載すること。

### (2) 成績書の提出先及び部数

6(1)～(3)の検査を行った場合の報告は、学校別に水質検査成績書（別紙2）を作成し、委託者へ原本を、学校と学校薬剤師に1部ずつ写しを提出すること。

### (3) 報告時期

#### ア 学校及び学校薬剤師への結果報告

検査後速やかに行うこと。

#### イ 委託者への結果報告

各月ごとの検査結果をまとめて翌月の10日までに言い、その際に、各月ごとの完了届も併せて提出すること。なお、採水後、月を跨いで検査結果が確定した場合の報告期限は、検査結果確定月の翌月10日までとする。

## 8 契約方法及び各検査料金の考え方

### (1) 契約方法

ア及びイの1検体あたりの単価契約とする。なお、循環ろ過装置の処理水の検査料金及び空気中の二酸化炭素・塩素ガス、水平面照度に係る検査料金はアに含めることとする。

#### ア pH値等5項目（pH値、大腸菌、一般細菌、有機物等、濁度）

#### イ 総トリハロメタン

### (2) 検体回収や結果報告について

(1)の単価は、検体の回収や結果の報告など本業務履行に係る全ての費用を含むものとする。

## 9 その他

- (1) 業務遂行にあたっては、学校保健安全法等の関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務内容に定めのない事項については、委託者と協議のうえ行うこと。
- (3) 検査開始日前日までに検査対象校の学校薬剤師を対象に、検査時期や検査回数、採水方法等の業務内容についての事前説明を行うこと。

## 10 担当課

札幌市教育委員会学校教育部教育推進課保健係 細谷

札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル3階

TEL : 011-211-3841 / FAX : 011-211-3852